

公 示

準特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「準特定地域の指定等について」を別紙のとおり定めたので公示する。

平成26年1月24日

中国運輸局長 小橋 雅 明

準特定地域の指定等について

1 準特定地域の指定

国土交通大臣は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

（１）人口１０万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車營收が、平成１３年度と比較して減少していること。
- ② 前５年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前５年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

（２）人口１０万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 人口が概ね５万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ) から (ハ) までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成１３年度と比較して１０％以上下回っていること。
 - (ロ) 前５年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前５年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

2 指定期間等

１の指定は、原則として毎年１０月１日を目途に３年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。

ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は１に掲げる基準に該当しなくなったと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

3 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては、年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年３月３１日運輸省令第２１号）に基づく法人事業者の事業実績報告や、法令違反の実績等を用いるものとし、中国運輸局は毎年度の営業区域ごとの数値を原則として６月３０日までにとりまとめ、国土交通省に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成２６年１月２７日から施行する。